

茨木市立地適正化計画の変更について

茨木市立地適正化計画を下記のとおり変更する。

記

1 変更箇所

第4章の「4 誘導施設の設定 (2) 誘導施設の設定」に定める誘導施設

2 変更内容

(1) 変更前

	施設	詳細
複 合 施 設	子育て支援総合センター (子育て世代包括支援センター (利用者支援事業基本型))	乳幼児一時預かり施設 (厚生労働省による一時預かり事業実施要綱に定める基準に 則って施設を整備・運営するもの)
	こども健康センター (子育て世代包括支援センター (利用者支援事業母子保健型))	母子保健法第22条に定める母子保健施設
	図書館	図書館法第2条第1項に定める図書館
	ホール	地域交流センター (地域住民が随時利用でき、住民相互の交流の場となるホール)

(2) 変更後 (案) ※下線：変更箇所

	施設	詳細
複 合 施 設	<u>子育て世代包括支援センター</u> (厚生労働省通知に基づく母子保健及び子育て支援機能を有する施設)	母子保健法第22条に定める <u>母子健康包括支援センター</u>
	図書館	図書館法第2条第1項に定める図書館
	ホール、 <u>市民利用諸室、市民活動センター</u>	地域交流センター (<u>地域住民の相互交流を目的とし、地域活性化の拠点として文化・交流等の都市活動・コミュニティ活動を支える施設</u>)
	<u>天文観覧室 (プラネタリウム)</u>	
	<u>飲食店、物品販売店等</u>	

3 変更理由

市民会館跡地エリアに誘導整備する複合施設について、導入される施設が具体化されてきたことを踏まえ、その内容と整合を図るため変更を行うものです。